

飛散性アスベスト廃棄物に関する収集・運搬の手引き

～ 都の埋立処分場への搬入にあたって ～

1 趣 旨

この手引きは、廃石綿等（セメント固化した飛散性アスベスト廃棄物）を、都の埋立処分場まで収集・運搬する際の基準を示したものである。

2 収集・運搬の基本方針

廃石綿等（セメント固化した飛散性アスベスト廃棄物）の都の埋立処分場への搬入にあたっては、収集及び運搬時の安全確保のために、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で規定する特別管理産業廃棄物の収集運搬基準によるほか、以下のことを遵守することとする。

（1）収集前の確認事項

- ① プラスチック袋が二重になっており、かつ各々のプラスチック袋の口が密封されていること
- ② プラスチック袋に「廃石綿等」の表示及び取扱い上の注意事項の表示があること、または当該表示事項を記載した文書を携帯していること
- ③ プラスチック袋の外側から手で触るなどにより、飛散性アスベスト廃棄物が固化されていること
- ④ プラスチック袋中の空気が抜かれていること
- ⑤ プラスチック袋に損傷がないこと

（2）収集の方法

- ① プラスチック袋を破損しないように慎重に取扱うこと
- ② 現場の保管場所から運搬車両まで運ぶ間に、一時的に地面等を下ろす場合は、平坦な場所で、衝撃を与えないように下ろすこと
- ③ 他の廃棄物や資材などと混ざらないように、分別して収集すること

(3) 運搬の方法

- ① 他の廃棄物と混載しないこと
- ② 運搬車両への積込みは、プラスチック袋を破損または衝撃を与えることのないよう慎重に取扱うこと
- ③ 運搬車両の荷台にあらかじめシートを敷くなど、運搬車両の荷台との摩擦によりプラスチック袋が破損しないようにすること
- ④ 積載物の間に緩衝材を挿入するなど、走行時の振動等によりプラスチック袋が破損しないようにすること
- ⑤ 運搬車両の荷台に覆いを掛けるなど、飛散防止策を講ずること
- ⑥ 運搬車両からの荷降ろしは、上記②と同様に慎重に取扱うこと
- ⑦ 運搬車両には、産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨及び事業者の名称を、また、収集運搬業者にあつては、これらに加えて許可番号を見やすいように表示すること

(4) その他

- ① 保護帽、保護靴、防塵マスク及び予備のプラスチック袋を携帯すること
- ② 万一、収集または運搬の際にプラスチック袋が破損した場合には、湿潤化するなど飛散防止策を講じ、新しいプラスチック袋で梱包し直すこと